

京都府南丹市 定住ガイドブック

nancla

なんくら



【写真提供】(社)南丹市美山観光まちづくり協会

【発行】南丹市役所／平成 31 年 4 月改版（平成 30 年 10 月初版）

この冊子をご利用される方へ

■この冊子の掲載情報は平成31年4月1日現在のもので、掲載情報から制度内容などが変わることもあります。

また、内容を簡潔に表現した箇所もありますので、くわしくは各制度のお問合せ先にご確認ください。

■この冊子では、南丹市が実施する制度に限らず、移住希望者・空き家所有者・地域団体などに役立つ情報を集めて掲載しています。

このため、お問合せ先が南丹市以外の場合があります。

■この冊子の電子データは、下記のホームページからダウンロードできます。

□南丹市ホームページ

URL：<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>

□南丹市定住促進サイト「nancla（なんくら）」

URL：<http://www.nancla.jp/>



《目次》

1. 南丹市はこんなまち	1
（1）南丹市の概要	1
（2）気候	1
（3）観光	2
（4）農業	2
（5）交通	3
（6）医療	3
（7）子育て	3
（8）教育	4
（9）高等教育機関	4
2. 移住希望者・空き家所有者の相談窓口	5
（1）南丹市定住促進サイト「nancla（なんくら）」	5
（2）南丹市定住促進サポートセンター	6
（3）空き家バンク	6
3. 移住者への支援	7
（1）移住促進（移住促進住宅整備）事業	7
（2）U・Iターン就職支度商品券交付事業	8
（3）Uターン者住宅購入・新改築支援商品券交付事業	9
（4）子育て応援住宅支援事業	10
（5）移住支援金事業	11
（6）きょう住（ずまい）応援金事業	12
（7）不動産取得税軽減制度	13
（8）集落の教科書	14
（9）移住促進特別区域	15
4. 空き家所有者への支援	16
（1）移住促進（空家流動化促進）事業	16
（2）サテライトオフィス誘致事業者等支援（空き家等流動化対策）事業	17
（3）空き家思い出保存事業	18
（4）空き家の譲渡所得の特別控除制度	19
5. 地域団体への支援	20
（1）空き家掘り起こし事業	20
（2）空き家掃除お助け事業	21
（3）定住促進地域情報発信ツール整備事業	22
（4）移住促進（移住促進住宅整備）事業	23
（5）地域定住促進拠点施設整備事業	24
（6）担い手養成実践農場整備支援事業（受け入れ地域対象）	25

(7) 地域営農継続支援事業（受け入れ地域対象）	26
(8) 南丹市集落支援員	27
(9) 南丹市地域おこし協力隊	28
(10) 京都府里の公共員	29
(11) 南丹市まちづくりデザインセンター	30
6. しごと・企業への支援	31
(1) 移住者起業支援事業	31
(2) 企業連携移住促進事業	32
(3) サテライトオフィス誘致事業者等支援（事業所開設・運営）事業	33
(4) 担い手養成実践農場整備支援事業（就農希望者対象）	34
(5) 地域営農継続支援事業（半農半X実践者対象）	35
(6) 農業次世代人材投資事業	36
(7) Soi(ソイ)/南丹市起業支援サテライトオフィスセンター	37
(8) 過疎地域における固定資産税の特例（課税免除）	38
7. 住まいに関する支援	39
(1) 木造住宅耐震診断士派遣事業	39
(2) 木造住宅耐震改修等事業	40
(3) 住宅等土砂災害対策改修支援事業	41
(4) 浄化槽設置整備事業	42
(5) 薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入事業	44
(6) 住宅用太陽光発電システム設置事業	45
(7) 南丹市防災行政無線	46
(8) 南丹市ケーブルテレビ	47
8. 子育てに関する支援	48
(1) 南丹市子育て応援サイト「のびのびなんたん」	48
(2) 妊婦歯科健診受診票の交付	49
(3) 妊産婦訪問	50
(4) 妊婦食事診断・栄養相談	51
(5) 産前・産後サポート事業	52
(6) こんにちは赤ちゃん訪問	53
(7) 医療費助成制度	54
(8) 子宝祝金・子育て手当・入学祝金	55
(9) ファミリー・サポート・センター事業	56
(10) 南丹市子育てすこやかセンター	57
(11) 子育てつどいの広場事業	58
(12) にこにこ親子教室	59

1. 南丹市はこんなまち

(1) 南丹市の概要

南丹市は2006年1月に、園部町・八木町・日吉町・美山町の4つの町が合併して誕生しました。面積は616.40km²で、京都府の13.4%を占める広大なまちです。

市域の約88%が山林で、北部は日本海に注ぐ由良川が、中・南部は太平洋に注ぐ桂川（大堰川）が流れ、その間にいくつかの山間盆地が形成されています。

京都府のほぼ真ん中に位置しており、福井県・滋賀県・兵庫県・大阪府と綾部市・京丹波町・京都市・亀岡市に隣接しています。

緑豊かな自然に恵まれた地域で、本格的な田舎暮らしから利便性の高い分譲地まで、さまざまなニーズに対応する住環境があります。



(2) 気候

夏は京都市などの盆地に比べて比較的涼しく、昼夜の寒暖差が大きいです。

冬は冷え込みが厳しく、季節風が吹いて雪も降りますが、美山地域を除くと、丹波地方の北部に比べて比較的温暖で、降霜・降雪量も少ないです。

■園部（年平均気温：13.9℃ 年降水量：1478.0mm 統計期間：2002～2010年）

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温℃	7.8	9.2	12.6	19.1	23.8	27.6	30.8	32.5	28.7	22.2	16.2	10.5
最低気温℃	-2.0	-1.3	0.4	5.4	11.2	16.7	21.2	21.7	18.0	11.0	4.5	0.0
降水量mm	55.4	91.6	119.3	112.7	130.1	153.1	193.5	132.7	132.9	156.4	83.3	79.2

■美山（年平均気温：12.9℃ 年降水量：1751.8mm 統計期間：1981～2010年）

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温℃	6.3	6.8	11.0	17.9	22.6	25.8	29.5	31.2	26.5	20.7	15.1	9.4
最低気温℃	-1.6	-1.7	0.4	4.9	10.1	15.4	20.1	20.7	17.0	10.5	4.9	0.5
降水量mm	130.8	130.0	143.2	118.3	154.9	200.8	208.2	129.5	184.5	134.5	109.4	113.6

(3) 観光

日本の原風景「美山かやぶきの里」、「芦生研究林」や「るり溪高原」、「スプリングスひよし」や「府民の森ひよし」などの日吉ダム周辺施設、「清源寺の十六羅漢像」など多くの観光資源が点在し、2016年には約266万人の観光客が訪れました。

2016年3月には、美山地域のほぼ全域と日吉・八木地域の一部が「京都丹波高原国定公園」に指定されました。

また、「るり溪温泉」や「スプリングスひよし」といった手ぶらバーベキューと日帰り入浴ができる温泉施設もあります。



(4) 農業

豊かな自然のなかで水稻を中心に、みず菜・壬生菜・九条ねぎ・黒大豆・紫ずきんなどの栽培が盛んに行われており、ブランド京野菜の一大産地です。日本穀物検定協会の食味ランキングでは、丹波産キヌヒカリが最高評価の「特A」を3年連続で獲得しており、京都肉や美山牛乳などの付加価値の高い農産物も豊富です。

豊かで魅力的な自然環境や農村景観を次世代に引き継ぐため、地域ぐるみの共同活動や、環境への負荷をできるだけ抑えた持続可能な農業の取組が行われています。

(5) 交通

道路基盤は整っており、北部に国道 162 号、南部に国道 9 号、国道 477 号、国道 372 号が走っています。平成 25 年からは京都縦貫自動車道が名神高速道路とつながり、京阪神との時間がさらに短縮されました。

鉄道は、南東の京都市から北西にかけて J R 山陰本線（嵯峨野線）が走り、京都市など都市圏への通勤も可能です。京都・園部間が完全複線化されたことから、さらに利便性が向上しました。

バス交通は、園部・八木地域で民間バス会社 4 路線、さらに園部地域でコミュニティバス（通称ぐるりんバス）3 路線、日吉・美山地域で市営バス 16 路線が運行しています。

そのほか八木・日吉・美山地域では、タクシー車両を使った予約型のデマンドバスも運行しています。



(6) 医療

J R 八木駅付近には、京都丹波地域の中核医療機関である京都中部総合医療センターが、J R 鍼灸大学前駅付近には明治国際医療大学附属病院が、南丹市役所近辺には園部病院があり、高度医療等の体制も整っています。

普段の暮らしのちょっとした病気やケガの際に頼りになる、診療所が市内に 24 か所あり、かかりつけ医として地域に愛され信頼されています。

へき地においても、ドクターヘリの体制が整っており、安心した暮らしを営むことができます。

(7) 子育て

子どもがのびのび暮らせるまちは、みんなにとって住みよいまちです。

南丹市では、各種祝金や医療費助成のような経済的な支援のほか、出産前から安心して気軽に相談できる場所や、子育て世代がつどう場所がたくさんあります。

地域のすべての人が子どもの成長にかかわりながら、子育て家庭がのびのび暮らせて、子どもがのびのび育つ、子育てにやさしいまちづくりをめざしています。

(8) 教育

次代を担う子どもたちを育てるため、社会総がかりで行う「地域とともにある学校づくり」の実現をめざし、小学校にはコミュニティ・スクール、中学校には地域学校協働本部を導入しています。それらの取組では、地域・保護者・学校がめざす子ども像を共有し、その実現に向けてそれぞれの役割を果たしながら協働して行う子育てを推進しています。

また、2016 年度からの中学校給食の全面実施や、市内全小中学校普通教室への空調設備の設置、校内 LAN の整備を行うなど、充実した教育環境を整えています。

(9) 高等教育機関

京都医療科学大学、京都美術工芸大学、明治国際医療大学、京都建築大学校、京都伝統工芸大学校、公立南丹看護専門学校などが立地しています。約 3,000 人の学生が通う「学生のまち」です。

2. 移住希望者・空き家所有者の相談窓口

(1) 南丹市定住促進サイト「nancla（なんくら）」

南丹市の魅力や多彩なライフスタイルの情報など、移住希望者が知りたい情報が満載の南丹市公式定住促進サイトです。

■掲載内容

- ①南丹市の魅力
- ②南丹市がめざすまち
- ③しごと・くらし・すまい
- ④定住促進制度
- ⑤イベントなどの情報
- ⑥南丹市の動画
- ⑦移住者インタビュー
- ⑧空き家バンク ほか



■検索方法

URL : <http://www.nancla.jp/>

※「nancla」や「なんくら」でも検索できます。

■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：chiiki@city.nantan.lg.jp

南丹市定住促進サポートセンター

〒629-0398 京都府南丹市日吉町保野田市野 3-1

電話：0771-68-1616 FAX：0771-72-1005

メール：chiiki@city.nantan.lg.jp

（２）南丹市定住促進サポートセンター

移住希望者や空き家所有者からの相談対応、空き家バンク物件の紹介などを行っており、南丹市に住みたい方を地域につなぐ役割を担っています。

また、地域おこし協力隊（[28 ページ](#)）の活動拠点でもあります。

■相談内容

- ①空き家を買いたい、売りたい、借りたい、貸したい
- ②田舎に住みたい、自然のなかで安心して子育てしたい、農業や林業がしたい
- ③空き家の維持管理が大変、どう活用したらよいかわからない ほか

■お問合せ先

南丹市定住促進サポートセンター

〒629-0398 京都府南丹市日吉町保野田市野 3-1

電話：0771-68-1616 FAX：0771-72-1005

メール：chiiki@city.nantan.lg.jp

（３）空き家バンク

空き家を売りたい方や貸したい方から登録された空き家の情報を、ホームページなどで利用希望者に紹介します。

■空き家の情報

南丹市定住促進サイト「nancla（なんくら）」をご覧ください。

URL：<http://www.nancla.jp/>

※「nancla」や「なんくら」でも検索できます。

■お問合せ先

南丹市定住促進サポートセンター

〒629-0398 京都府南丹市日吉町保野田市野 3-1

電話：0771-68-1616 FAX：0771-72-1005

メール：chiiki@city.nantan.lg.jp



3. 移住者への支援

(1) 移住促進（移住促進住宅整備）事業

移住促進特別区域（[15 ページ](#)）の空き家を活用し、移住者が居住するために必要な改修を行う場合、その改修費（居住部分に限る）を補助します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす方

- ①本市に定住の意思を持って転入した、または転入する方
- ②子育て世代など、移住する地域が求める人材である方
- ③移住地域の区（自治会）などに加入し、地域活動に積極的に参加する方
- ④空き家バンク（[6 ページ](#)）に登録された、移住促進特別区域の空き家を取得または賃借し、当該空き家の住所地を生活の本拠とする方
- ⑤当該空き家の所有者と2親等以内でない方
- ⑥当該空き家取得（賃借）日が、移住日から起算して1年前後の間である方

■補助金額

改修費に対して10/10以内（1物件あたり180万円以内）

※単年度で完了しない事業は対象外です。

■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：chiiki@city.nantan.lg.jp

(2) U・Iターン就職支度商品券交付事業

市内の事業所への就職を契機に転入された方に対して、南丹市商工会が発行する商品券を交付します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす方

- ①市内事業所の正規雇用労働者となり、その雇用を契機として本市に転入し、雇用されたときの年齢が40歳未満の方
- ②転入から5年以上、本市から転出しない意思を有する方
- ③市税などの滞納がない方
- ④生活実態が伴う転入である方
- ⑤暴力団員でない方

■交付額

南丹市商工会が発行する商品券1人あたり5万円分

※市内事業所に就職した日から6カ月以内の申請が必要です。

■お問合せ先

南丹市役所 商工課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0050 FAX：0771-63-0654

メール：syukou@city.nantan.lg.jp

（３）Ｕターン者住宅購入・新改築支援商品券交付事業

住宅の購入・新築・改築を伴い、本市にＵターンする子育て世帯に対して、南丹市商工会が発行する商品券を交付します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす世帯

- ①住宅購入（２親等以内の親族からの購入は除く）・新築・改築のいずれかの契約者の世帯であって、当該住宅の所有者の世帯
- ②本市に転入する世帯員に３年以上市外に居住したＵターン者が含まれている世帯
- ③申請年度の４月１日時点において、１８歳未満の子ども（申請日時点で妊娠中の胎児も含む）と、その３親等以内の養育者（うち１人が５０歳未満）で構成される子育て世帯
- ④商品券の交付日から、引き続き本市に５年以上定住することを誓約する世帯
- ⑤子どもと養育者が、住宅購入契約などに基づく引き渡しの前後６カ月以内に本市に転入した世帯
- ⑥前年の合計所得額が１千万円未満で、市税などの滞納がない世帯
- ⑦暴力団員でない世帯

※上記の世帯が、３親等以内の親族所有の住宅へ入居する場合、その所有者または転入する世帯員が改築の契約をした場合も対象となります。

■交付額

南丹市商工会が発行する商品券

- ①新築・新築購入で、工事費・購入額が５００万円以上の場合
１年目：４０万円分／２年目：３０万円分／３年目：２０万円分／４年目：１０万円分
（１世帯あたり累計１００万円分）
- ②改築・中古住宅購入で、工事費・購入額が３００万円以上の場合
１年目：３０万円分／２年目：２０万円分／３年目：１０万円分
（１世帯あたり累計６０万円分）

※年度ごとに申請が必要です。

■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：chiiki@city.nantan.lg.jp

(4) 子育て応援住宅支援事業

子育て世帯（移住者以外も含む）が、多子世帯の居住または三世代の同居・近居に必要な住宅改修を行う場合、その改修費を補助します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす世帯に属する子どもの親権者であって、当該世帯員が所有する住宅の改修工事の契約者

- ①申請年度において、本市に住所がある世帯
- ②申請年度の4月1日時点において、18歳未満の子ども（申請日時点で妊娠中の胎児も含む）を養育している世帯
- ③下記のいずれかを満たす世帯
 - A. 多子世帯（妊娠中の胎児も含めて3人以上の子どもを養育）
 - B. 三世代（子ども・父母・祖父母など）が同居する世帯
 - C. 三世代が近居（直線距離2km以内に居住）する世帯

※B・Cの場合、申請年度において、世帯員が住所変更を行い、新たに同居・近居する世帯の方に限ります。
- ④市税などの滞納がない世帯
- ⑤親権者の年収合算額が750万円未満の世帯
- ⑥居住地域の区（自治会）などに加入し、地域活動に積極的に参加する世帯

■補助金額

10万円以上の改修費に対して1/2以内（1世帯あたり100万円以内）

※単年度で完了しない事業は対象外です。

※外構工事・雨漏修繕・機器設置のみなどは対象外です。

■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：chiiki@city.nantan.lg.jp

(5) 移住支援金事業

京都府や南丹市の移住相談窓口を活用し、首都圏から移住促進特別区域([15 ページ](#))の空き家に移住する方に対して、移住に伴う移転経費を補助します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす方

- ①首都圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県）から本市に転入する方
- ②空き家バンク（[6 ページ](#)）に登録された、移住促進特別区域の空き家を取得または賃借し、当該空き家の住所地を生活の本拠とする方
- ③当該空き家と同一の移住促進特別区域に 10 年以上定住する方であり、一時的な移住（転勤・施設入所・入学など）ではないこと
- ④暴力団員でない方

■補助金額

家財道具の運搬費・移住者の移動費に対して 1/2 以内（1 世帯あたり 10 万円以内）

※移住予定日の 1 カ月前までの申請が必要です。

※複数人が異なる時期に移転する場合、初回の移転を含む同一年度内の移転経費のみが対象です。

■お問合せ先

京都府南丹広域振興局 地域づくり推進室

〒621-0851 京都府亀岡市荒塚町 1-4-1

電話：0771-22-0153 FAX：0771-23-1790

メール：nanshin-no-chiiki@pref.kyoto.lg.jp

(6) きょう住（ずまい）応援金事業

京都府外から移住促進特別区域（[15 ページ](#)）の空き家に移住し、U・Iターン就職支度商品券交付事業（[8 ページ](#)）またはUターン者住宅購入・新改築支援商品券交付事業（[9 ページ](#)）の対象となった方に対して、両事業の交付額に準じて補助します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす方

- ①府外から本市に転入した、または転入する方
- ②空き家バンク（[6 ページ](#)）に登録された、移住促進特別区域の空き家を取得または賃借し、当該空き家の住所地を生活の本拠とする方
- ③当該空き家と同一の移住促進特別区域に10年以上定住する方であり、一時的な移住（転勤・施設入所・入学など）ではないこと
- ④府税の滞納がない方
- ⑤暴力団員でない方

■補助金額

- ①U・Iターン就職支度商品券交付事業の対象者
1人あたり5万円以内
- ②Uターン者住宅購入・新改築支援商品券交付事業の対象者のうち、改築・中古住宅購入で、工事費・購入額が300万円以上の場合
1年目：30万円／2年目：20万円（1世帯あたり累計50万円以内）
※②の場合、年度ごとに申請が必要です。

■お問合せ先

京都府南丹広域振興局 地域づくり推進室

〒621-0851 京都府亀岡市荒塚町1-4-1

電話：0771-22-0153 FAX：0771-23-1790

メール：nanshin-no-chiiki@pref.kyoto.lg.jp

（７）不動産取得税軽減制度

移住促進特別区域（[15 ページ](#)）の空き家に移住した方が、当該空き家に係る不動産（家屋・敷地）を取得した場合、不動産取得税の軽減対象となります。

なお、家屋・敷地のどちらか一方を取得（もう一方は賃借）した場合、取得した不動産のみが軽減対象です。

■対象者

下記の要件をすべて満たす方

- ①本市に転入した方
- ②空き家バンク（[6 ページ](#)）に登録された、移住促進特別区域の空き家を取得または賃借し、当該空き家の住所を生活の本拠とする方
- ③当該不動産取得日が、移住日から起算して１年前後の間である方
- ④府税の滞納がない方

■軽減率

不動産取得税率 1/2 軽減（税率 3%→1.5%）

■お問合せ先

京都府南丹広域振興局 地域づくり推進室

〒621-0851 京都府亀岡市荒塚町 1-4-1

電話：0771-22-0153 FAX：0771-23-1790

メール：nanshin-no-chiiki@pref.kyoto.lg.jp

（８）集落の教科書

集落の生活様態・風習・伝統・地域資源などの情報のほか、区費（自治会費）の金額や日役（共同作業）など、地域の決まりごとをわかりやすくまとめた冊子です。

移住者と受け入れ側の相互理解を促す情報発信ツールとなっています。

■集落の教科書

南丹市定住促進サイト「nancla（なんくら）」の該当ページをご覧ください。

URL：<http://www.nancla.jp/kurashi04/>

※「nancla 集落の教科書」や「なんくら 集落の教科書」でも検索できます。

■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：chiiki@city.nantan.lg.jp



（９）移住促進特別区域

人口減少・少子高齢化などにより、移住促進や地域活性化に向けた特別な対策を必要とする地域であって、空き家や農地の活用による移住者の受け入れに積極的な地域を、京都府が「移住促進特別区域」として指定します。

区域に指定されると、京都府や南丹市が実施する移住に伴う経済的負担の軽減策などを受けることができます。

■南丹市の移住促進特別区域

地区名	地区内の集落（行政区）名
①園部町川辺地区	船岡・高屋・大戸・熊原・佐切・越方
②園部町摩気地区	竹井・仁江・船阪・大西・穴人・半田・口人・口司
③園部町西本梅地区	殿谷・埴生・南八田・天引・法京・大河内・南大谷・若森
④八木町北地区	船枝・山室・室橋・諸畑・野条・池上
⑤八木町神吉地区	神吉上・神吉下・神吉和田
⑥日吉町世木地区	殿田（上）・殿田（下）・木住・生畑・中世木
⑦日吉町五ヶ荘地区	東雲・片野・新シ・和田・興風・彰徳・吉野辺・中組・海老谷・東組・下佐々江・中佐々江・上佐々江
⑧美山町知井地区	南・北・中・河内谷・下・知見・江和・田歌・芦生・白石・佐々里
⑨美山町平屋地区	又林・下平屋・上平屋・安掛・野添・長尾・深見・荒倉・大内・内久保
⑩美山町宮島地区	原・板橋・宮脇・下吉田・島・長谷・上司・和泉・静原
⑪美山町鶴ヶ岡地区	今宮・栃原・砂木・棚・川合・殿・舟津・松尾・神谷・名島・洞・田土・上吉田・林・庄田・脇・熊壁・山森
⑫美山町大野地区	萱野・大野・川谷・岩江戸・肱谷・小淵・向山・檜原・音海

■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：chiiki@city.nantan.lg.jp

4. 空き家所有者への支援

(1) 移住促進（空家流動化促進）事業

移住促進特別区域（[15 ページ](#)）の空き家について、所有者が移住者を居住させるために家財道具の撤去などを行う場合、その撤去費などを補助します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす空き家所有者

- ①空き家バンク（[6 ページ](#)）に登録された、移住促進特別区域の空き家を移住者（移住者向け住宅を整備する地域団体なども含む）に売却または賃貸する方
- ②移住する地域が求める人材であることなど、当該移住者が移住促進（移住促進住宅整備）事業（[7 ページ](#)）の申請者要件を満たすこと

■補助金額

1 物件あたり 10 万円

※当該物件の売買（賃貸借）契約日から 6 カ月以内の申請が必要です。

※建築目的が賃貸または分譲である物件は対象外です。

■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：chiiki@city.nantan.lg.jp

(2) サテライトオフィス誘致事業者等支援（空き家等流動化対策）事業

空き家などについて、所有者が企業にサテライトオフィス（本社から離れた場所に設置する事業所）を展開させるために家財道具の撤去などを行う場合、その撤去費などを補助します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす空き家などの所有者

- ①サテライトオフィス誘致事業者等支援（事業所等開設・運営）事業（[33 ページ](#)）により、サテライトオフィスを展開する企業に空き家などを売却または賃貸する方
- ②当該企業の代表者と2親等以内でない方
- ③暴力団員でない方

■補助金額

1 物件あたり 10 万円

※当該物件の売買（賃貸借）契約日から1年以内の申請が必要です。

※建築目的が賃貸または分譲である物件は対象外です。

■お問合せ先

南丹市役所 商工課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0050 FAX：0771-63-0654

メール：syoukou@city.nantan.lg.jp

(3) 空き家思い出保存事業

空き家バンク（[6 ページ](#)）に登録した所有者などが希望する場合、空き家の思い出を残すための写真アルバムを市が制作し、所有者などに贈呈します。

■対象者

空き家バンクに登録した空き家所有者など

■贈呈内容

写真アルバム 1 冊（A4 サイズ・両面カラー印刷・6 ページ・写真 8 カット以内）

■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：chiiki@city.nantan.lg.jp



（４）空き家の譲渡所得の特別控除制度

被相続人が居住していた家屋を相続した方が、その家屋または取り壊し後の土地を譲渡した場合、譲渡所得の特別控除を受けられます。

■対象者

相続日から起算して３年を経過する日の属する年の１２月３１日（かつ２０２３年１２月３１日）までに、相続した家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたもの）に限り、その敷地を含む）または取り壊した後の土地を譲渡した方

ただし、家屋または取り壊し後の土地は、下記の要件をすべて満たすこと

- ①相続開始の直前に被相続人が独居していた家屋（２０１９年４月１日以降に譲渡した場合は、被相続人が介護保険法の要介護認定等を受け、かつ、相続の開始直前まで老人ホーム等に入所していた場合を含む）
- ②１９８１年５月３１日以前に建築された家屋（区分所有建築物を除く）であること
- ③相続の時から譲渡の時まで事業や居住、貸付けをしていないこと
- ④譲渡価格が１億円以下であること

■控除金額

家屋または土地の譲渡所得から ３, ０００ 万円

■お問合せ先

南丹市役所 企画財政課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0018 FAX：0771-63-0653

メール：kikakuzaisei@city.nantan.lg.jp

5. 地域団体への支援

(1) 空き家掘り起こし事業

地域団体の働きかけにより、空き家所有者などが空き家バンク（[6 ページ](#)）への登録に同意したうえで新規登録した場合、その活動に対する報奨金を支給します。

また、上記の活動により、空き家バンクに登録された当該空き家が新規活用された場合、その活動に対する報奨金を支給します。

■対象者

区・自治会・振興会など

■報奨金額

空き家バンクへの新規登録：1 物件あたり 3 万円 空き家バンク登録後の新規活用：1 物件あたり 2 万円
--

■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課
〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47
電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653
メール：chiiki@city.nantan.lg.jp

(2) 空き家掃除お助け事業

空き家バンク ([6 ページ](#)) に登録された空き家や新規活用が見込まれる空き家について、地域団体が所有者などの同意を得て家財道具の撤去などを行う場合、その廃棄物処分費（バケット代）を補助します。

■対象者

区・自治会・振興会など

■補助金額

廃棄物処分費（バケット代）に対して 10/10 以内（1 物件あたり 20 万円以内）

■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：chiiki@city.nantan.lg.jp

（３）定住促進地域情報発信ツール整備事業

地域団体が集落支援員・地域おこし協力隊・まちづくりデザインセンターと連携して、下記のような情報発信事業に取り組む場合、デザイン委託料や印刷製本費などを補助します。

■対象者

区・自治会・振興会など

■補助金額

デザイン委託料や印刷製本費などに対して 10/10 以内（1 事業あたり 50 万円以内）

①集落の教科書作成事業

集落の生活様態・風習・伝統・地域資源など、移住希望者などが求める情報をわかりやすくまとめた冊子（[14 ページ](#)）を作成する事業

②地域情報ツール整備事業

定住促進を目的として、住民が創意工夫を凝らした地域の情報発信ツールを作成する事業

■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：chiiki@city.nantan.lg.jp

（４）移住促進（移住促進住宅整備）事業

移住促進特別区域（[15 ページ](#)）の空き家を活用し、地域団体が移住者向けのお試し住宅（短期間居住または滞在する施設）やシェアオフィス（小規模事業者が共同利用する事業所）とするために必要な改修を行う場合、その改修費を補助します。

■対象者

移住促進特別区域の空き家を取得または賃借し、お試し住宅やシェアオフィスに改修する、複数の区（自治会）により構成された地域団体（振興会など）

■補助金額

改修費に対して 10/10 以内（1 物件あたり 180 万円以内）

※単年度で完了しない事業は対象外です。

■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：chiiki@city.nantan.lg.jp

(5) 地域定住促進拠点施設整備事業

空き家を活用し、地域団体が移住者向けのお試し住宅（短期間居住または滞在する施設）など定住促進拠点施設とするために必要な改修を行う場合、その改修費を補助します。

■対象者

複数の区（自治会）により構成された地域団体（振興会など）

■補助金額

改修費に対して 2/3 以内（1 物件あたり 300 万円以内）

※単年度で完了しない事業は対象外です。

■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：chiiki@city.nantan.lg.jp

（６）担い手養成実践農場整備支援事業（受け入れ地域対象）

新たに就農を希望される方に対して、技術習得から就農まで最長２年間の実践的な研修を実施する地域を支援します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす方を受け入れて支援する地域

- ①市内で独立・自営就農に向けた研修を希望する方
- ②他産業（学卒者や農業研修中の方などを含む）から農業に新規参入する方
- ③参入にあたって、技術指導者の設置など実践農場設置による支援が必要な方

■補助金額など

- ①研修用農地を賃貸する所有者に対して、研修期間中（最長２年間）は賃借料を全額支払
- ②農業技術指導者に対して、研修１年目は１事業あたり月額５万円、研修２年目は１事業あたり月額２万円を支払
- ③担い手づくり後見人（地域での生活習慣などを助言）に対して、研修期間中（最長２年間）は１事業あたり月額５,０００円を支払
- ④研修に必要な農業施設・機械を賃貸する所有者に対して、研修期間中（最長２年間）は下記の賃借料を支払
 - 新設の農業用施設：１事業あたり年額６０万円以内
 - 中古の農業用施設：１事業あたり年額３０万円以内
 - 農業用機械：１事業あたり年額２４万円以内

※簡易な農地・農道整備などを就農希望者に補助する制度（[34 ページ](#)）もあり、地域と一体となって就農希望者を支援します。

■お問合せ先

南丹市役所 農業推進課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0060 FAX：0771-63-0654

メール：nousui@city.nantan.lg.jp

（７）地域営農継続支援事業（受け入れ地域対象）

移住促進特別区域（[15 ページ](#)）に移住された半農半X実践者に対して、仕事の紹介や営農モデルの提示、農業技術の習得支援などを行う地域を支援します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす方を受け入れて支援する、地域提案書が作成されている移住促進特別区域内の地域

- ①地域提案書が作成されている移住促進特別区域に移住した日から３年以内（公的な農業研修期間や地域おこし協力隊の委嘱期間などを除く）の方
- ②就農開始時の年齢が概ね 50 歳未満の方
- ③農産物販売金額が年間 50 万円以上の営農を行う予定の方であって、半農半X実践計画書を作成する方
- ④地域提案書に沿った営農を行う者として、当該地域が受け入れを確認した方

■補助金額など

農業技術指導者に対して１事業あたり月額 2 万円を支払

※小型農業用機械の整備費などを半農半X実践者に補助する制度（[35 ページ](#)）もあり、地域と一体となって半農半X実践者を支援します。

■お問合せ先

南丹市役所 農業推進課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0060 FAX：0771-63-0654

メール：nousui@city.nantan.lg.jp

(8) 南丹市集落支援員

地域の実情に詳しく、地域づくりに関する知見を持つ人材を、南丹市が「南丹市集落支援員」として任用しています。

地域に密着して、住民の皆さんとともに地域の課題を掘り起こし、それぞれの実情に応じて、集落の維持再生や活性化に向けた支援を行います。

■活動地域

過疎化・少子高齢化が進んでいる地域

■活動内容

- | |
|--|
| ①地域団体の会合への出席・役員との協議など
②地域の人材育成に向けた取組
③住民アンケートの実施・集計・分析
④地域イベントなどへの参画・支援
⑤各種補助制度などの情報提供・支援
⑥集落と行政など関係機関との橋わたし ほか |
|--|

■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：chiiki@city.nantan.lg.jp

南丹市集落支援員室

〒629-0398 京都府南丹市日吉町保野田市野 3-1

電話：0771-68-0108 FAX：0771-72-1005

メール：chiiki@city.nantan.lg.jp

（９）南丹市地域おこし協力隊

地域づくりへの意欲を持って、都市部から移住してきた民間人材を、南丹市が「南丹市地域おこし協力隊」として委嘱しています。

最長３年間の任期中、各自の個性や能力、移住者ならではの視点を生かして、まちづくり活動や定住促進活動に取り組みます。

柔軟な発想や若い感性で地域と向き合い、隊員自らが「しごと」づくりに取り組みながら地域住民としての経験を重ね、南丹市に定住・定着することをめざします。

■活動地域

過疎化・少子高齢化が進んでいる地域 ほか

■活動内容

- ①地域イベントやものづくりの技などの情報共有・情報発信
- ②自然や文化を活用した地域ビジネスの仕組みづくり
- ③感性を生かした農産物の販路拡大や商品開発のコーディネート
- ④ジビエ活用など新たな「しごと」を創出する活動
- ⑤地域と学生との連携の仕組みづくり
- ⑥交流の場づくりなど若者が活動しやすいまちづくり
- ⑦まつりなど地域の伝統を継承・発展させる活動 ほか

南丹市定住促進サイト「nancla（なんくら）」の該当ページをご覧ください。

URL：<http://www.nancla.jp/kyoryokutai/>

※「nancla 協力隊」や「なんくら 協力隊」でも検索できます。

■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：chiiki@city.nantan.lg.jp

(10) 京都府里の公共員

地域に居住し、地域団体などと協働して、特定課題の解決に長期的に取り組む人材を、京都府が「京都府里の公共員」として任命しています。

住民の皆さんとともに、各地域の課題に応じて、「なりわい」づくり、外部人材の受け入れ、ビジネス化に向けた活動などを行います。

■活動地域

農山漁村コミュニティ（地域活動と収益活動を一体的に運営する地域全体の共同体として法人化をめざす組織）の構築をめざす地域

■活動内容

- ①組織の法人化に向けた支援
 - ②地域ビジョンの実行に向けた支援
 - ③外部人材の組織への受け入れ支援 ほか
- 京都府ホームページの該当ページをご覧ください。

URL : <http://www.pref.kyoto.jp/inochinosato/13450744629042.html>

※「京都府 里の公共員」でも検索できます。

■お問合せ先

京都府南丹広域振興局 地域づくり推進室

〒621-0851 京都府亀岡市荒塚町 1-4-1

電話：0771-22-0153 FAX：0771-23-1790

メール：nanshin-no-chiiki@pref.kyoto.lg.jp

(11) 南丹市まちづくりデザインセンター

地域団体やボランティア団体などを総合的に支援するとともに、市民活動に関心のある方やこれから活動を始めたい方に対して、さまざまな情報や活動の機会を提供することで、地域課題の解決や地域活性化につなげる役割を担っています。

■活動地域

南丹市全域

■活動内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①まちづくり活動全般に関する支援 ②地域団体や NPO 法人などの設立・運営に関するよろず相談所の開設 ③地域イベントなどの情報共有・情報発信 ④各種補助制度などの情報提供・支援 ⑤地域団体と企業・行政など関係機関との橋わたし ⑥地域団体を対象とした交流会の開催 ⑦印刷機やプロジェクターなど備品の貸し出し ⑧集落の教科書（14 ページ）の作成支援 ほか |
|--|

南丹市まちづくりデザインセンターのホームページをご覧ください。

URL：<http://machideza.net/>

※「南丹市まちづくりデザインセンター」でも検索できます。

■お問合せ先

南丹市まちづくりデザインセンター

〒622-0002 京都府南丹市園部町美園町 7-9-1

電話：0771-68-3555 FAX：0771-68-3565

メール：tedasu0827@design.zaq.jp

6. しごと・企業への支援

(1) 移住者起業支援事業

移住促進特別区域（[15 ページ](#)）の空き家など既存施設を活用し、移住者または代表者が移住者である法人が起業するために必要な改修や整備を行う場合、その改修費・敷地整備費・設備機器整備費・設計費などを補助します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす移住者または代表者が移住者である法人

- ①整備施設と同一の移住促進特別区域に居住している方
- ②申請日時点において、本市に移住した日から3年を経過していない方
- ③起業する事業は、地域活性化に貢献するものであって、調査研究に基づく経営計画と資金計画を有しており、継続発展が見込まれること
- ④居住地域の区（自治会）などに加入し、地域活動に積極的に参加する方
- ⑤市税などの滞納がない方

■補助金額

店舗などの開設に必要な改修費・敷地整備費・設備機器整備費・設計費などに対して2/3以内（1事業あたり300万円以内）

※単年度で完了しない事業は対象外です。

※用地取得費・補償費は対象外です。

■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：chiiki@city.nantan.lg.jp

(2) 企業連携移住促進事業

移住促進特別区域（[15 ページ](#)）において、企業や地域団体が移住者向けの社員寮・賃貸住宅などを整備する場合、その整備費・設計費を補助します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす企業または地域団体

- ①市内に事業所（事務所）を有するまたは新たに設置すること
- ②整備住宅所在地の地域団体と連携して取り組むこと
- ③整備住宅に入居する移住者が整備住宅所在地の移住促進特別区域に定住すること
- ④整備住宅に入居する移住者が居住地の区（自治会）などに加入し、地域活動に積極的に参加すること
- ⑤市税などの滞納がないこと

■補助金額

移住者の新規受け入れのための住宅整備（新築・改修・敷地整備）費・設計費に対して 2/3 以内

（1 戸あたり 120 万円以内・1 事業あたり 10 戸以内かつ 1,200 万円以内）

※補助金額は京都府の制度（別途申請が必要）と合算した額です。

※補助期間は最長 2 年間で、年度ごとに申請が必要です。

※用地取得費・補償費は対象外です。

■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：chiiki@city.nantan.lg.jp

（３）サテライトオフィス誘致事業者等支援（事業所開設・運営）事業

空き家などを活用し、企業がサテライトオフィス（本社から離れた場所に設置する事業所）を開設・運営する場合、その開設費・運営費を補助します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす企業

- ①空き家などを購入または賃借し、区（自治会）などの同意を得て、サテライトオフィスを展開すること
- ②サテライトオフィスの従業員が本市に移住または長期派遣されること
- ③会社更生法の更生手続または民事再生法の再生手続がされていないこと
- ④代表者が当該空き家等の所有者と２親等以内でないこと
- ⑤構成員に暴力団員がいないこと

■補助金額

①事業所等開設事業

サテライトオフィス開設に必要な住宅購入費・改修費・備品購入費などに対して10/10以内（1物件あたり購入200万円以内・賃借100万円以内）

※当該物件の売買（賃貸借）契約日から1年以内の申請が必要です。

②事業所等運営事業

サテライトオフィス運営に必要な使用料・賃借料・人件費などに対して10/10以内（操業開始または機能移転から最長3年間・1物件年度あたり100万円以内）

※年度ごとに申請が必要です。

※①②の同一年度での重複申請はできません。

※①②の同一申請者への合計補助金額は300万円以内です。

■お問合せ先

南丹市役所 商工課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0050 FAX：0771-63-0654

メール：syoukou@city.nantan.lg.jp

（４）担い手養成実践農場整備支援事業（就農希望者対象）

新たに就農を希望される方に対して、技術習得から就農まで最長２年間の実践的な研修を通して、地域で一貫して支援し、将来の地域農業の担い手として育成します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす方

- ①市内で独立・自営就農に向けた研修を希望する方
- ②他産業（学卒者や農業研修中の方などを含む）から農業に新規参入する方
- ③参入にあたって、技術指導者の設置など実践農場設置による支援が必要な方

■補助金額など

簡易な農地・農道整備など、研修開始に必要な整備費に対して 10/10 以内
（研修１年目のみ・１人あたり 10 万円以内）

※研修用農地の賃借料や農業技術指導者・担い手づくり後見人（地域での生活習慣などを助言）の設置費などを受け入れ地域に補助する制度（[25 ページ](#)）もあり、地域と一体となって就農希望者を支援します。

■お問合せ先

南丹市役所 農業推進課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0060 FAX：0771-63-0654

メール：nousui@city.nantan.lg.jp

（５）地域営農継続支援事業（半農半Ｘ実践者対象）

移住促進特別区域（[15 ページ](#)）に移住された半農半Ｘ実践者に対して、仕事の紹介や営農モデルの提示、農業技術の習得支援などと併せて、小型農業用機械の整備費を補助します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす方

- ①地域提案書が作成されている移住促進特別区域に移住した日から３年以内（公的な農業研修期間や地域おこし協力隊の委嘱期間などを除く）の方
- ②就農開始時の年齢が概ね 50 歳未満の方
- ③農産物販売金額が年間 50 万円以上の営農を行う予定の方であって、半農半Ｘ実践計画書を作成する方
- ④地域提案書に沿った営農を行う者として、当該地域が受け入れを確認した方

■補助金額など

小型農業用機械の整備費に対して 2/3 以内（１人あたり 100 万円以内）

※農業技術指導者の設置費などを受け入れ地域に補助する制度（[26 ページ](#)）もあり、地域と一体となって半農半Ｘ実践者を支援します。

■お問合せ先

南丹市役所 農業推進課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0060 FAX：0771-63-0654

メール：nousui@city.nantan.lg.jp

（６）農業次世代人材投資事業

次世代を担う農業者となることをめざす方に対して、支援金を交付します。

■対象者

①準備型

就農に向けて先進農家や先進農業法人などで研修を受ける方であって、下記の要件をすべて満たす就農希望者

- A. 就農予定時の年齢が 50 歳未満の方
- B. 就農に向けて必要な技術などを習得できると京都府が認めた研修先であること

②経営開始型

下記の要件をすべて満たす新規就農者

- A. 50 歳未満で独立・自営就農する方
- B. 青年等就農計画の認定を受けた新規就農者である方
- C. 自身の名義で農業経営をしている方
- D. 京力農場プランの中心的担い手に位置付けられている方、または、農地中間管理機構から農地を借り受けている方

■支援金額

①準備型

年間 150 万円以内を最長 2 年間

②経営開始型

年間 150 万円（夫婦で共同申請の場合は 225 万円）以内を最長 5 年間

※前年の所得に応じて支援金額は変動します。

■お問合せ先

南丹市役所 農業推進課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0060 FAX：0771-63-0654

メール：nousui@city.nantan.lg.jp

(7) Soi(ソイ)/南丹市起業支援サテライトオフィスセンター

Soi は、地方での起業・サテライトオフィスを支援・誘致する施設です。既存の価値にとらわれない働き方を通じて、地方に根付いていく人・文化・産業を支援します。

パソコン1台で気軽に利用できるオフィス空間で、起業を検討されている方、新たな働き方をつくりだそうと考えておられる方など、どなたでも利用できます。

■施設概要

所在地	〒622-0066 京都府南丹市園部町南八田中山 17 (旧西本梅小学校)
オフィス施設	4 部屋 (2~6 名程度利用可能) / 各部屋に 2 名分のデスクとチェア設置 
イベントルーム	1 部屋 (共用スペース)
その他の設備など	Wi-Fi 環境・駐車場完備 プリンター・50 インチのモニター貸出可能 空き部屋があれば体験利用可能 (1 日あたり 2,000 円~) Soi/南丹市起業支援サテライトオフィスセンターのホームページをご覧ください。 URL : https://soi.rebs.jp/ ※「南丹市起業支援サテライトオフィスセンター」でも検索できます。

■お問合せ先

株式会社ブイ・クルーズ (運営会社)
 〒604-8181 京都市中京区間之町御池下ル
 綿屋町 530 烏丸エルビル 601
 電話 : 075-223-1185
 メール : info@v-crews.co.jp



（８）過疎地域における固定資産税の特例（課税免除）

市内の一部地域において、事業用の設備を新設または増設した方について、一定の要件を満たせば、固定資産税の免除が受けられます。

■対象者

南丹市日吉町・美山町内において、下記のいずれかに活用する設備で取得額が2,700万円を超えるもの（家屋・償却資産）を新設または増設した方

- ①製造（ガス製造・発電を除く）の事業
- ②農林水産物等販売業
- ③旅館業（下宿営業を除く）

■課税免除

固定資産税（家屋・機械・装置・当該家屋の敷地である土地）を3年度間免除

※土地については、取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設に着手した場合に限ります。

■お問合せ先

南丹市役所 税務課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0004 FAX：0771-63-0653

メール：zeimu@city.nantan.lg.jp

7. 住まいに関する支援

(1) 木造住宅耐震診断士派遣事業

木造住宅の居住者から申請があった場合、耐震診断士を派遣して、当該住宅の耐震診断を実施します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす住宅の所有者または賃借人その他権原者であって、当該住宅の居住者

- ①市内において、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、現に完成している一戸建て木造住宅（公的機関所有の住宅を除く）であること
- ②延べ床面積の 1/2 以上が住居であること
- ③簡易耐震診断（誰でもできる我が家の耐震診断など）評点の合計が 9 点以下であること

■耐震診断

市が耐震診断士を派遣して、当該住宅の耐震診断を実施

■費用負担

診断士派遣費 1 戸あたり 53,000 円のうち、市負担 50,000 円、居住者負担 3,000 円

■お問合せ先

南丹市役所 営繕課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0062 FAX：0771-63-0654

メール：eizen@city.nantan.lg.jp

（２）木造住宅耐震改修等事業

木造住宅の居住者が、当該住宅の耐震改修、簡易耐震改修、耐震シェルター設置を行う場合、その改修費を補助します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす住宅の所有者または賃借人その他権原者であって、市税などの滞納がない当該住宅の居住者

- ①市内において、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、現に完成している一戸建て木造住宅（公的機関所有の住宅を除く）であること
- ②延べ床面積の 1/2 以上が住居であること

■補助金額

①耐震改修

耐震診断により倒壊の可能性があると診断された、当該住宅の耐震改修（基準あり）工事費・設計費に対して 4/5 以内（1 物件あたり 100 万円以内）

②簡易耐震改修

耐震性を向上させるために行う、当該住宅の簡易耐震改修（基準あり）工事費・設計費に対して 4/5 以内（1 物件あたり 40 万円以内）

③耐震シェルター設置

地震時に高齢者や障がい者などの生命を守るために行う、当該住宅の耐震シェルター設置（基準あり）工事費に対して 3/4 以内（1 物件あたり 30 万円以内）

※補助金の交付は 1 世帯あたり 1 棟、同一住宅に対する①②③の交付回数は各 1 回に限り、③を受けた住宅に対して①②は交付できません。

■お問合せ先

南丹市役所 営繕課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0062 FAX：0771-63-0654

メール：eizen@city.nantan.lg.jp

(3) 住宅等土砂災害対策改修支援事業

土砂災害特別警戒区域の建築物（住宅または居室を有する建築物）について、当該建築物の所有者が土砂災害対策改修を行う場合、その改修費を補助します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす建築物の所有者

- ①市税の滞納がない方
- ②暴力団員でない方
- ③当該建築物が下記の要件をすべて満たすこと
 - A. 市内の特別警戒区域に所在すること
 - B. 特別警戒区域の指定の際、当該区域に所在し、または工事中であったこと
 - C. 建築基準法施行令第 80 条の 3 の規定に適合していないこと
(外壁などの構造が安全基準に達していないこと)

■補助金額

土砂災害に対して安全な構造となるように行う、当該建築物の外壁改修・塀設置などの工事費（消費税を除く）に対して 23/100 以内（1 物件あたり 759,000 円以内）

※建築確認申請書を提出し確認済証の交付を受けていない場合や、他の補助金などを受けている場合は対象外です。

■お問合せ先

南丹市役所 危機管理対策室

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0021 FAX：0771-63-0653

メール：kikikanri@city.nantan.lg.jp

（４）浄化槽設置整備事業

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することと併せて、生活環境を改善するため、下水道施設に接続できない地域の住宅などに浄化槽を設置する場合、下記により設置費を補助します。

■対象者

市内の公共下水道事業計画区域・農業集落排水事業認可区域を除く地域（地形的または技術的に下水道施設に接続できない場合を含む）において、住宅などに浄化槽を設置する方であって、下記のいずれにも該当しない方

- ①浄化槽法第５条第１項に基づく設置の届出の審査または建築基準法第６条第１項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する方
- ②住宅などを借りている方で、賃貸人の承諾が得られない方
- ③工場・事業所などに浄化槽を設置する方（事業排水を排出しない小規模店舗などを併設し、店舗などの床面積が総面積の１/２未満の住宅に浄化槽を設置する方であって、市長が認める方は除く）
- ④販売目的で浄化槽付き住宅などを建築する方（居住の目的で当該住宅などを購入した方であって、市長が認める方は除く）

■対象浄化槽

浄化槽法第２条第１号に規定する、し尿と雑排水を併せて処理する機能を有する浄化槽であって、浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する、下記のいずれかの浄化槽

①浄化槽

BOD(生物化学的酸素要求量)除去率 90%以上、放流水の BOD20mg/L(日間平均値)以下のもの

②高度処理型浄化槽

下記のいずれかに該当するもの

A. BOD のみを除去するもの

BOD 除去率 97%以上、放流水の BOD5mg/L(日間平均値)以下のもの

B. 窒素または磷を除去するもの

BOD 除去率 90%以上、放流水の BOD20mg/L(日間平均値)以下で、放流水の全窒素 20mg/L(日間平均値)以下または全磷 1mg/L(日間平均値)以下のもの

■対象地域

地域	地区（旧大字）名	範囲
園部町	法京	全域
日吉町	畑郷・四ツ谷・志和賀	一部地域
	木住・生畑・中世木	全域
美山町	鶴ヶ岡・三埜	一部地域
	南・河内谷・下・知見・江和・田歌・芦生・白石・佐々里 又林・下平屋・野添・長尾・深見・荒倉・内久保・ 原・板橋・宮脇・下吉田・上司 高野・豊郷・盛郷・福居 肱谷・小湊・向山・榎原・音海	全域

※上記以外でも、地形的または技術的に下水道施設に接続できない場合は、対象になることがあります。

■補助金額

種別	地域	5 人槽	6～7 人槽	8～10 人槽
①浄化槽	園部町	332, 000 円	414, 000 円	548, 000 円
	日吉町			
	美山町	352, 000 円	441, 000 円	588, 000 円
②高度処理型浄化槽	園部町	444, 000 円	486, 000 円	576, 000 円
	日吉町			
	美山町	471, 000 円	519, 000 円	615, 000 円

※一部地域については、維持管理組合を通じて、浄化槽設置後の適正な維持管理に対する補助も行っています。

■お問合せ先

南丹市役所 下水道課

〒629-0198 京都府南丹市八木町八木東久保 29-1

電話：0771-68-0054 FAX：0771-42-5616

メール：gesui@city.nantan.lg.jp

(5) 薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入事業

市民の方や市内の団体が薪ストーブまたは木質ペレットストーブを購入する場合、その購入費を補助します。

■対象者

本市に住所がある方または市内に事務所を置く団体

■補助金額

下記のいずれかのストーブ（本体のみ）の購入費に対して 1/4 以内（1 台あたり 10 万円以内）

- | |
|---|
| ①薪ストーブ（薪や木材の端材などを燃料として使用）
②木質ペレットストーブ（粉碎した木くずを圧縮成型した円柱状の固形物を燃料として使用） |
|---|

■お問合せ先

南丹市役所 市民環境課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0085 FAX：0771-63-0654

メール：shimin@city.nantan.lg.jp

（６）住宅用太陽光発電システム設置事業

市民の方が住宅用太陽光発電設備と住宅用蓄電設備を設置する場合、その設置費を補助します。

■対象者

本市に住所がある方であって、下記の要件をすべて満たす電灯契約の契約者

- ①市内の自らが居住する住宅に住宅用太陽光発電設備と住宅用蓄電設備を同時に設置する方、または、両設備を設置した新築住宅を購入する方
- ②住宅用太陽光発電設備を対象とする電力需給契約の契約者で、当該年度中に需給開始された方

■補助金額

下記の合計額

①住宅用太陽光発電設備（基準あり）設置費

太陽電池モジュール公称最大出力値に 1kW あたり 11,000 円を乗じた額以内（1 事業あたり 44,000 円以内）

②住宅用蓄電設備（基準あり）設置費

A. 2019 年 9 月 30 日までに実績報告書の提出があったもの

蓄電容量に 1kWh あたり 55,000 円を乗じた額以内（1 事業あたり 330 千円以内）

B. 2019 年 10 月 1 日以降に実績報告書の提出があったもの

蓄電容量に 1kWh あたり 33,000 円を乗じた額以内（1 事業あたり 198 千円以内）

■お問合せ先

南丹市役所 市民環境課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0085 FAX：0771-63-0654

メール：shimin@city.nantan.lg.jp

(7) 南丹市防災行政無線

住居に設置する受信機と学校などに設置する屋外スピーカーで、災害時の避難情報や平常時のお知らせなどを、音声により放送します。

■対象者

設置申請のあった方

■放送内容

①災害時の放送

災害に関する警報・避難勧告・避難指示など

②平常時の放送

市役所からの行政情報、学校や集落からの行事の連絡など

■費用負担

①本市に住所がある世帯で、1世帯につき1台の受信機を設置する場合

無料

②本市に住所がない世帯、または1世帯につき2台以上の受信機を設置する場合

屋外アンテナが不要な場合：1台あたり 49,530 円

屋外アンテナが必要な場合：1台あたり 60,070 円

※個別受信機に係る電気代などは別途利用者負担です。

■お問合せ先

南丹市役所 危機管理対策室

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0021 FAX：0771-63-0653

メール：kikikanri@city.nantan.lg.jp

（８）南丹市ケーブルテレビ

市内全域に張り巡らせた光ケーブルにより、高画質で安定した放送サービスやインターネットサービスを提供しています。

また、「なんたんテレビ（11ch）」では、地域に密着した自主放送番組やデータ放送がお楽しみいただけます。

■対象者

加入申請のあった方

■サービス内容

①有線テレビ

1ch:NHK 総合／2ch:NHK-E テレ／4ch:毎日放送／5ch:KBS 京都／6CH:朝日放送
7ch:テレビ大阪／8ch:関西テレビ／10ch:読売テレビ／11ch:なんたんテレビ
※BS・110度CS・4K（右旋）パススルーサービスもご利用いただけます。

②インターネット

下り 100Mbps／上り 100Mbps・セキュリティソフト無料

■費用負担

①加入分担金（1戸あたり）

有線テレビ：41,140円・インターネット：5,140円

②基本工事費（1戸あたり）

有線テレビ：53,540円・インターネット：27,990円・同時工事：70,290円

※ケーブルの引込距離などにより、工事費は増加する場合があります。

③利用料（1戸あたり月額）

有線テレビ：1,540円・インターネット：3,080円

※宅内工事費やNHK受信料などは別途利用者負担です。

■お問合せ先

南丹市情報センター

〒622-0004 京都府南丹市園部町小桜町 62-1

電話：0771-63-1777 FAX：0771-63-1682

メール：sictv@sic.cans.ne.jp

8. 子育てに関する支援

（１）南丹市子育て応援サイト「のびのびなんたん」

南丹市には、このまちにしかない独自の子育て支援制度があり、子育てを応援するつどいの場やイベントもたくさんあります。

子育て家庭にとって、知って得する情報が満載のサイトです。

■掲載内容

- ①南丹市で子育て
- ②制度・事業
- ③学習・交流
- ④保育所・幼稚園・小中学校
- ⑤離乳食・幼児食
- ⑥各施設マップ
- ⑦救急・夜間休日診療
- ⑧事故予防
- ⑨応急処置
- ⑩子育てサークル ほか



■検索方法

URL : <http://nobinobi.nancla.jp/>

※「のびのびなんたん」でも検索できます。

■お問合せ先

南丹市役所 子育て支援課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0017 FAX：0771-68-1166

メール：kosodate@city.nantan.lg.jp

(2) 妊婦歯科健診受診票の交付

妊婦の方に、妊婦歯科健診受診票（1 回分）を交付します。

■対象者

本市に住所がある妊婦の方

■支援内容

市内の妊婦歯科健診実施医療機関（予約必要）で、母子健康手帳交付から出産までに 1 回（妊娠 16～27 週が適当）、無料で歯科健診とブラッシング指導などを受けることができます。
--

■お問合せ先

南丹市役所 保健医療課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0016 FAX：0771-63-0653

メール：hoken@city.nantan.lg.jp

(3) 妊産婦訪問

ご希望された妊産婦の方がいるご家庭に保健師・栄養士などが訪問し、栄養相談や健診の案内などについてお応えします。

■対象者

本市に住所がある妊産婦の方

■支援内容

妊娠中の生活指導・家族計画・子育てなどの相談に応じたり、乳幼児の制度・健診の案内などを行います。
--

■お問合せ先

南丹市役所 保健医療課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0016 FAX：0771-63-0653

メール：hoken@city.nantan.lg.jp

(4) 妊婦食事診断・栄養相談

栄養士による妊婦食事診断と栄養相談を実施します。妊婦の方ご自身と赤ちゃんにやさしい食生活を一緒に考えていきましょう。

■対象者

本市に住所がある妊婦の方

■支援内容

母子健康手帳交付時にお渡しする食事記録票と栄養相談票に、必要事項を記入して提出いただくと、食事診断およびアドバイスシートをお送りします。
--

■お問合せ先

南丹市役所 保健医療課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0016 FAX：0771-63-0653

メール：hoken@city.nantan.lg.jp

(5) 産前・産後サポート事業

妊産婦の方やそのご家族が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みについて、保健師・助産師・看護師・子育て経験者などが相談・家事・育児に関する支援を行います。

■対象者

① マタニティ訪問

本市に住所がある妊婦の方

② 訪問支援サービス

本市に住所がある妊婦の方または産後 4 カ月までの産婦の方とそのご家族

■支援内容

① マタニティ訪問

妊娠中に産前・産後ケア専門員などが訪問し、出産・子育ての不安や悩みを聞いたり、子育て情報を提供したり、安心して赤ちゃんを迎えるお手伝いをします。

② 訪問支援サービス

家庭の悩みや困り感に応じ、どんなサポートが必要かを一緒に考え、家事や育児の訪問支援（代行ではない）を行います。

■利用時間・利用料

利用時間：平日午前 9 時～午後 5 時（1 日あたり 2 時間以内）

利用料：1 時間あたり 700 円（マタニティ訪問は無料）

※生活保護受給世帯は全額助成、ひとり親世帯は半額助成を受けることができます。

■お問合せ先

マタニティ専用ダイヤル（NPO 法人グローアップ）

電話：080-4234-8080

南丹市役所 保健医療課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0016 FAX：0771-63-0653

メール：hoken@city.nantan.lg.jp

(6) こんにちは赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれたご家庭に、保健師・栄養士などが訪問します。

また、電話などでの相談も受け付けています。

■対象者

本市に住所がある生後 4 カ月までの乳児のご家族

■支援内容

身体計測、発育・発達状況の確認、育児相談、予防接種など市の母子保健事業の紹介などを行います。
--

※対象者には個別に連絡します。

■お問合せ先

南丹市役所 保健医療課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0016 FAX：0771-63-0653

メール：hoken@city.nantan.lg.jp

(7) 医療費助成制度

子どもに係る保険適用医療費の一部を助成します。

■対象者

①子育て支援医療費助成制度

本市に住所がある 0 歳から中学校卒業までの子ども

②すこやか子育て医療費助成制度

本市に住所がある 16 歳から 18 歳（高校生は 19 歳）到達後の最初の 3 月 31 日までの子ども

■保険適用医療費のうち自己負担する金額や助成の内容

①子育て支援医療費助成制度

通院・入院ともに、1 医療機関あたり月額 200 円を自己負担

※医療機関窓口で受給者証の提示が必要

②すこやか子育て医療費助成制度

通院・入院ともに、申請すれば、自己負担額から 1 医療機関あたり月額 800 円を差し引いた額を助成

■お問合せ先

南丹市役所 子育て支援課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0017 FAX：0771-68-1166

メール：kosodate@city.nantan.lg.jp

（８）子宝祝金・子育て手当・入学祝金

国制度の児童手当のほかに、南丹市独自の祝金や手当を支給します。

■対象者

①子宝祝金

本市に住所がある新生児の親（新生児・親ともに住所があること）

②子育て手当

本市に住所がある５歳未満の子どもの養育者（子ども・養育者ともに住所があること）

③入学祝金

本市に住所がある小・中学校に入学する子どもの養育者（子ども・養育者ともに住所があること）

■支給金額

①子宝祝金

出生届との同時申請により、新生児１人あたり第１子５万円、第２子１０万円、第３子以降２０万円を支給

②子育て手当

申請月の翌月分から５歳到達月分まで、子ども１人あたり第１子月額２,０００円、第２子月額３,０００円、第３子以降月額５,０００円を支給（支給は年２回）

③入学祝金

入学後３カ月以内の申請により、子ども１人あたり小学校入学３万円、中学校入学４万円を支給

■お問合せ先

南丹市役所 子育て支援課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0017 FAX：0771-68-1166

メール：kosodate@city.nantan.lg.jp

（９）ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）と、援助を行いたい人（まかせて会員）を結ぶ会員組織です。

地域のなかで子育てを援助します。

■対象者

①おねがい会員

本市に在住または在勤で、生後３カ月から小学校６年生までの子どもの保護者

②まかせて会員（講習必要）

自宅などで子どもを預かることが可能な方、または、保育所などへの送迎が可能な方

■支援内容

①保育所・幼稚園・放課後児童クラブなどの開始前や終了後、または小学校の放課後の子どもの預かり

②保育施設などへの送迎

③通院・冠婚葬祭時の一時的な子どもの預かり

④買い物など外出時の子どもの預かり

■利用時間・利用料

利用時間：午前７時～午後８時（１２月２９日～翌年１月３日除く）

利用料：子ども１人１時間あたり平日 700 円・土日祝日 800 円

30 分未満の送迎のみの活動に限り 1 回あたり 400 円

※生活保護受給世帯は全額助成、ひとり親世帯は半額助成を受けることができます。

※新規会員の初回利用に限り、お試し利用として 4 時間分の利用料を全額助成します。

■お問合せ先

南丹市子育てすこやかセンター

〒622-0004 京都府南丹市園部町小桜町 43-2

電話：0771-68-0082 FAX：0771-68-2526

メール：kosodate@city.nantan.lg.jp

(10) 南丹市子育てすこやかセンター

親子が気軽に集い、遊びやふれあいを通じて子育てに関するさまざまな悩みに応じられるよう、居場所を提供しています。

■対象者

主に乳児または幼児およびその保護者と家族

■支援内容

①子育てサロンの開放

開放時間：月～金曜日（祝日除く）午前9時～正午・午後1時～午後5時

②定期的に子育て支援講座やイベント（広場）を開催

※講座など予約が必要な場合や、内容が変更になる場合があります。



園部読み語りクラブの「読み語り」



南丹警察署の「交通安全講座」

■お問合せ先

南丹市子育てすこやかセンター

〒622-0004 京都府南丹市園部町小桜町 43-2

電話：0771-68-0082 FAX：0771-68-2526

メール：kosodate@city.nantan.lg.jp

(11) 子育てつどいの広場事業

親子が気軽に集い、相談できる居場所として、つどいの広場を開設しています。
また、お楽しみ企画や講演会、講座なども行います。

■対象者

主に乳児または幼児およびその保護者と家族

■支援内容

親子で遊べる子育てひろばの開催（交流・情報提供・講習会・相談）

①ぽこぽこくらぶ八木

会場：コミュニティスペース 気になる木 JUJU

時間：月～金曜日（祝日除く）・毎月第3土曜日

午前10時～午後3時（毎月第1月曜日は正午～）

②ぽこぽこくらぶ日吉

会場：日吉町生涯学習センター「遊 you ひよし」第1会議室

時間：火曜日（祝日除く）午前10時～午後3時

③ぽこぽこくらぶ美山

会場：美山文化ホール和室

時間：木曜日（祝日除く）午前10時～午後3時30分

④ぽこぽこくらぶ園部

会場：横田公民館または南部コミュニティセンター（隔週で交互に開催）

時間：木曜日（祝日除く）午前10時～午後3時

※正午～午後1時：ランチタイム（各自お弁当持参）

※講座など有料・予約が必要な場合や、内容が変更になる場合があります。

■お問合せ先

NPO 法人グローアップ

電話：080-3857-8119

南丹市役所 子育て支援課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0017 FAX：0771-68-1166

メール：kosodate@city.nantan.lg.jp



(12) にこにこ親子教室

親子での体を使った遊びやふれあい遊びを通して、子どもの健やかな成長を促す教室です。

■対象者

概ね1歳から2歳（保育所などに入所するまで）の幼児とその保護者

■支援内容

この時期に大切な親子のふれあいを通じて、小集団で身につきやすい、場面や心の切り替えの力を養える教室です。保育士が遊びを提供し、保健師や心理士などが子育ての相談に乗ります。

会場：園部・八木・日吉・美山保健福祉センター

開催回数：教室（園部は2教室）ごとに年16回



■お問合せ先

南丹市役所 保健医療課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0016 FAX：0771-63-0653

メール：hoken@city.nantan.lg.jp



【発行】南丹市役所（地域振興課）／平成 31 年 4 月改版（平成 30 年 10 月初版）

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：chiiki@city.nantan.lg.jp

ホームページ：<http://www.city.nantan.kyoto.jp/> 【南丹市】

<http://www.nancla.jp/> 【nancla(なんくら)】

